

公益社団法人大阪府看護協会 寄付金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府看護協会（以下「本会」という。）が受領する寄付金に関し、本会財務規則の規定を踏まえ、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金の種類)

第2条 本会が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 用途が指定されず、本会が受領する寄付金
 - (2) 指定寄付金 用途が指定されて、本会が受領する寄付金
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金)

第3条 本会は、個人又は団体から一般寄付金を受領することができる。

- 2 一般寄付金は、本会の公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。

(指定寄付金)

第4条 本会は、個人又は団体から指定寄付金を受領することができる。

- 2 指定寄付金は、寄付者が指定した用途に使用し、又は処分しなければならない。

(受領証明書の発行)

第5条 寄付金を受領したときは、寄付者の求めに応じ、遅滞なく受領証明書を寄付者に発行するものとする。

- 2 前項の受領証明書には、寄付者の住所・氏名、寄付金額、受領年月日及び寄付金用途を記載するものとする。
- 3 受領証明書の発行事務は、管理部で行う。

(受領の制限)

第6条 寄付金の受領が次の各号に該当する場合又はおそれがあると判断する場合には、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄付により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄付者がその寄付により、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄付金の受領に起因して、本会に著しい資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本会の業務遂行上支障があると認められ、又は本会が受領するには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第7条 本会が受領した寄付金については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第22条第5項各号に定める事項について、本会事務局への備置及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄付者に関する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会個人情報保護規程に基づき適切に管理しなければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 この規程は、平成29年10月4日から施行する。